

令和 8 年 1 月
堺市上下水道局

建物清掃業務及び人的警備業務に係る最低制限価格の算定基準の引上げについて

建物清掃業務及び人的警備業務については、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づき最低制限価格を適用しています。このたび、当該業務に係る最低制限価格の算定基準を引き上げますのでお知らせします。

記

1. 対象業務

業務委託契約のうち、一般競争入札に付している次の業務を対象とします。

- ・ 建物清掃業務
- ・ 人的警備業務

2. 最低制限価格の算定基準

上記対象業務に係る最低制限価格の算定基準を「予定価格の 10 分の 7 を下回らない範囲」とします。

3. 適用開始時期

履行開始日が令和 8 年 4 月 1 日以後となる業務から適用します。

以上